

神奈川県立光陵高等学校学校保健委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 学校保健法及び同法施行令等の公布(昭和33年)に伴う文部省体育局長通達及び文部省保健体育審議会の答申(平成9年)に基づき学校における生徒の健康問題を研究協議し、健康づくりを推進するため、県立光陵高等学校学校保健委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営については、この要綱に定めるところによる。

(業務)

第2条 委員会は、生徒の健康についての実態を把握することに努めるとともに、次の事項について研究協議し、生徒の健康増進についての活動を推進する。

- (1) 食事、運動、休養及び睡眠など規則正しい生活習慣づくり
- (2) 性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、また、いじめや不登校の問題など心の健康問題への取り組み
- (3) 水・空気など健康で安全な環境づくりと管理の徹底
- (4) 定期健康診断のありかたの検討、及び適切な事前・事後措置の徹底
- (5) 感染症の予防・対策についての取り組み
- (6) 食中毒の予防・対策についての取り組み
- (7) 災害時の避難や対応等について家庭、地域社会との相互理解と協力
- (8) 交通安全や生活安全など地域社会等と協力した環境づくり
- (9) 障害を持つ生徒が健康に生活できる地域社会づくり
- (10) その他生徒の健康増進に係ること

(組織等)

第3条 委員会は、13名をもって構成する。

2 委員長は、校長をもって充てる。

3 委員は、副校長、教頭、事務長、学校医、生徒グループ代表、養護教諭、各学年代表及び生徒代表2名、保護者代表1名をもって充てる。

4 委員会は必要に応じて保健所員の出席を求める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、副校長の職にある委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(議事等)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

2 委員会は必要に応じて議事の内容を県教育委員会保健体育課に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。